

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	神戸市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	10.11-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/innovation/mynumber/dokujiryu.html

執行機関名 神戸市長

障害児通所給付費等の支給に関する事務又は障害者福祉サービスの提供に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	7,8	
③番号法別表第2の項	10,11	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2第16の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	神戸市障害児通所給付費等の支給に関する要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「政令」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、 <u>障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費及び本市が別に支給する給付費(以下「本市給付費」という。)</u> の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		神戸市児童福祉法施行細則、神戸市障害児通所給付費等の支給に関する要綱